



殊
號
棗

回

全

部 類	
登録番號	443
現在冊數	1
缺欠冊數	0
函架番號	50
冊數番號	
備 考	

リ 4
5316



0
d
b
c
e

7
f
g
h

Vertical text in the center of the left page, appearing as faint bleed-through from the reverse side. The characters are difficult to decipher but seem to be arranged in a column.

}. 9

}. 1

5316



殊号 事略上

日本天皇の御事

日本國王の御事

本朝異朝の天子御事書式の事

実物の天子御事書式の事

以上

日本天皇の御事



本朝の事異物乃史書に及ぶは後漢の時を始
とす魏の代より以來倭王倭國王倭姫國を
名し一皆く本朝天皇の御事なりて魏の時
ありて倭女王と名し一神功皇后の御事也
晋宋齊梁の四代倭國王自は使節節節督
倭百濟新羅任那加羅秦韓慕韓等國諸
軍事と稱して其國治と云ふ西征虜冠軍

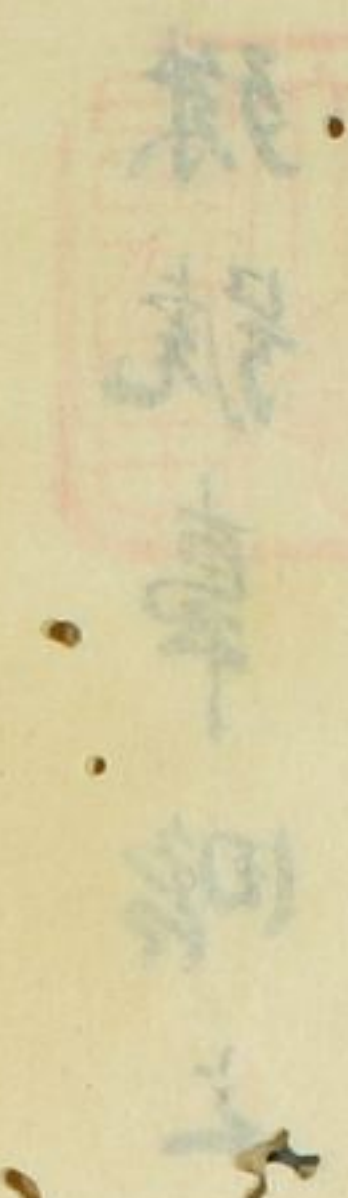
名

漢朝の成吉思汗の御事

本朝異物乃史書に及ぶは後漢の時を始

日本天皇の御事

日本天皇の御事



輔國等の將軍小除す中々事ハ本約履申
 及正元恭安康雄略五代乃天皇乃御代也事
 尚きり ハ本の大略 すべて異朝の書ハ外國此君と
 稱して主國主とありんすハ世々の史臣との
 我本朝の天子とおふれなる可きハこれ乃事ハ
 論す不及んす後隋の煬帝の世も尚きり
 倭國主をさる書ハ日出處 天子致書日没處
 天子と天皇と事ハ由るなり 詳なる事ハ本約天皇の
 隋の代とて始とす 事ハ 其後唐の代も至る

志家セし亦及日本及古の倭國也其王初天沙中
 事ハ表漱小玉てハ皆ハ尊為舞表漱の子神武
 事ハ後ハ文ハ天皇乃舞トこるる事 事ハ 其後宋の代も及び 事ハ 本朝
 皇の代とて始とす 事ハ 其後宋の代も及び 事ハ 本朝
 皇融院永親の初東大寺の僧齋然家
 渡りて本朝の皇年代記職負合ホの書とて彼
 天子小抄すこれよりいふ本朝天皇乃御代也事
 洋小抄して彼國代この史書ハ事ハ亦も海なる
 元明の史書ハ事ハ亦も事ハ亦も事ハ亦も 其後明の代ハ
 事ハ亦も事ハ亦も事ハ亦も事ハ亦も

日本天皇日本國王の沙りとりら志別して天皇は
御事及國事小興らす共馬と轄らひて世々
國王の儀と享承ふ由と志分せり
物籠の書及
日本天皇代席
日本國王代席なりと詳か志別して本約の
儀記しと名し事とと進り記し地もなり

日本國王の沙事

實朝の書ふみし日本國王の沙り通余あり
新朝の沙りとして國王の始して京師代は公方
の沙事皆日本國王と志分せり日本鹿苑院
此公方は山く明の太宗の附日本國王小封せり

實朝乃後小恭新王といふ通とを賜ふ
高時南
朝乃爵とけしり義満が附小ほびて實朝小
後と稱する事日本の死也とのこまりて
記し地わり誠とことなり也とすむらぬ飲
多後まこと
明の祚宗乃附尊後秀吉といふ日本國王封せ
るを我りし重日本は王とら實朝乃封は
うく歴記はあらずして主使とをせむ
此時ふ
東照まとも
右朝替しす宿小群せり如く冠服とともつはこれき
秀吉乃其封爵と志りしけ給り事ハ誠り日本は
白世しと物籠の書ふ志分せり如く實朝の書ふ
同一記し共國王我國小給る書ふ日本國王

志多し来りしは秀吉の時と知す事歟 新約の

書式の事は
トしるべき事

本朝書物天子御書式の事

宣明乃書小経 晋宋乃代は倭國主と表し天子

詔書と倭國主賜 あめじとて事本朝の

國史より 新約天子御書あり

併し宣明歴代の史 志多し最洋なれし

共事なり 是よりあつた

本朝より之轉乃地 宣明日本府の宰

本朝天皇の命と取行 宣明乃天皇御聘也

轉其わ 今この約條乃

漢土の東 此より

乃國 本朝西藩の

他 宣明乃事

新 宣明乃事

併 宣明乃事

果 宣明乃事

百濟高麗 宣明乃事

神田 宣明乃事

百四十七年 宣明乃事

実約の天子は聘問と毎せらるる不盡書と用ひたり例
たれしと志家せり 此書は釋空海の
草せしとありき 推古天皇

乃許時隋帝の書と致しけりしは後、中約の天皇
實約の天子は盡書とたれりし事はたしと見えたり令
集結の証はわやまはるる又右の附之佛の國
乃藩王本約の天皇の上表せりし武徳天皇の中世より
此と勅羅海海島藩本乃國主なるは是は皆く國主
御すし志家して天皇とて稱しけりし也本約天皇の
勅書は天皇敬問其國主とたれりし也代々國史に

見たり

異約の天子外國に王日本國主し往來書式は
え乃世祖乃代ありて日本國主盡書と稱して其入

貢の事と勅せりし事度ふるはりし書は朝ひす
事約きのふれし事其使と謹念ふ即ち朝ひの
斬て王をけりし事りて世祖は不堪治る大元高麗
乃軍と起して日本を征せりしは十萬の兵を遣はり
このことふ六人其後成宗位と嗣給ひて一と使
して日本國主と書と稱ひしこと日本の人傳ふ

日本國王良懷リョウケイノ書書を賜ふ事一序小及のシ後
礼部レイブの官として日本國王再小日本征夷將軍小
編書ヘンショセしめりたし事名々り日本國王良懷と
そしシ南朝後醍醐院の皇子懷良親王ケイリョウ親
園エン多と申す一牧多と申す征西將軍乃宣方と
義隆ギリウと申す法親王ホウシンのシと菊池大村キキ子業小
乃義方ノギヘのシつきりては園田親王と征西將軍
の多と申す一沙事也的の天子小使とつシはれり
序小及のシと名々れと我回書ケイカクハ事ハつシはれり

但シ日本國明メイの天子小孝コウ一表也とて海國とて
御侍ミヤウヂ一ものを一海國とて書詞と名々り天子
乃御事と稱人カホ一海國カイコク一申す人々り古祖の書書
礼部レイブの編書ヘンショ乃中ナカ小孝コウ一表也とて海國とて
とそわき反懐良親王乃事コトれ一和事ワジ能ノ包ホウ一
一書ヒト一戒嚴ケイケン王オウ乃事コト一和事ワジ能ノ包ホウ一
乃戒嚴ケイケン王オウ乃事コト一和事ワジ能ノ包ホウ一
乃編書ヘンショ一和事ワジ能ノ包ホウ一軍義満と名々り
とれあり和事ワジ能ノ包ホウ一麻菟院の公方乃沙事と名々り
其書詞と按アす小正コタ一義満乃御事ノミコト一と名々り

菊池モト許小福書一筆のこくはるく之
大祀日本誌の國主わりさすしめむチカラ仲猷克勤コウホ
乃備として日本小使しめむしめむチカラ時此初有持明
天皇國親王國主なりし事タカヒ乃此初有持明
日本國主と稱しし義海乃御事とすなり
持明天皇は後光嚴院後醍醐天皇高宗タカヒ崇光
乃中事日本國主と稱しし義海乃御事とすなり
義海乃御事と稱しし義海乃御事とすなり
位と嗣ホウ義海乃御事と稱しし義海乃御事とすなり
宣旨帝詔す日本國主源義海とすなり

乃義海自すなり
義海乃御事と稱しし義海乃御事とすなり
何しく其初書乃或は宣旨帝詔諭日本國主源道義と
否り否義海曼迦の後勝定院局へ賜ふ初書
一は初日本國主源義持とすなり
之後宣旨英宗の代は廣院局不教
京泰の天子キョウ慈照院局不教賜ひ初書不
義海乃御事の式は之後乃廣院局天子
乃圖乃御事一初書を奉天承運皇帝詔封
為日本國主なり又初書乃國主宣旨天子

書をよむまに事懐良親王とて始まらるるは
其書式ハ洋々ハ義満良初ハ建文ノ天子ヨリ
書式ハ日本國准之后深道義上書大御皇帝深道
高々ハ太宗ノ代ハ永樂元年ニシテ表ハ日本國
王良深ノ義と云ふされし後深道ノ封と云ふは
乃申事ハ永樂三年ノ事ハ

當廣後慈照深道ノ方ノ時ニ表後
日本國王良姓澤と云ふされ宣徳正統京泰為實
約ハ年號と云ふれしを我國の信瑞深道時ノ方
約の年號と云ふれしを我國の信瑞深道時ノ方

武と稱して、実約の天子我國の将相と推されし
と云ふ稱也。事ハ年號と云ふれしを我國の信瑞深道時ノ方
本長ノまを云ふ事ハ年號と云ふれしを我國の信瑞深道時ノ方
氏と澤とのるは約良ノ一字と云ふれしを我國の信瑞深道時ノ方
の年號と云ふれしを我國の信瑞深道時ノ方
と云ふれしを我國の信瑞深道時ノ方
の事と云ふれしを我國の信瑞深道時ノ方
書二位業は、浩と云ふ事ハ年號と云ふれしを我國の信瑞深道時ノ方
事ハ兩國の封と云ふれしを我國の信瑞深道時ノ方
うらと云ふ事ハ年號と云ふれしを我國の信瑞深道時ノ方
主位皆ハ封主ノ事ハ年號と云ふれしを我國の信瑞深道時ノ方
又後ハ稱ハ年號と云ふれしを我國の信瑞深道時ノ方
勿倫也。然ハ約良ノ字と云ふれしを我國の信瑞深道時ノ方
るは、事ハ年號と云ふれしを我國の信瑞深道時ノ方

をい実約の天子小細聘 又外國は書式の事
の事なるか應きしは
強合の代小言 藤の國王元の世徳の勅らるる皇
書と賜しし事ハ見えれとて 主詳なる事は見えぬ
母九子の夏勝定後の公方御徳の書小言なりしと
いし事の本の始すときや 國議政府と修身の書たるを
是れ西國の君臣 主後の代に我國らつたは
書式ハ日本國姓某と書 朝鮮國王陛下又日本國
姓某と書 波國主陛下又朝鮮國王
朝鮮國王姓某と書 日本國陛下又朝鮮國王

姓某と書 日本國陛下と志家せり

宗約の代ハ
の天子小奉

日本國姓某との書ハ日本國陛下と志家せり
の國と志家の書ハ日本國陛下との書ハ我國の
書ハ其稱しすとき西の天皇と書ハ我國の
一官一職の稱しすとき西の天皇と書ハ我國の
賜りし西の書式 主後を波國の所しす
波國と志家の書ハ朝鮮國王姓某と書 日本
國主陛下と志家せり 主後を波國の所しす
開白書と書ハ日本國陛下と志家せり
書と書ハ日本國陛下と志家せり 又開白の
字と書ハ日本國陛下と志家せり

殊號事略下

今代外國來聘の事

外國往來書式の事

大君の御號とごめらばる事

緩御の御事

御寶の事

以上

Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like '上' and '下'.

一
古國の事
古國の事
古國の事
古國の事
古國の事
古國の事
古國の事

今代外國來聘の事

文祿之年四月日本乃共朝鮮の東邊と臨れ五月
其王城小入て八道とくく乱る四月十日小金山と
臨れ六月三日也
入りも朝鮮王上國小急と告り及明れ天子援軍と
出られ合戦度不及ひく大の日本和議は始り
其後和議やうわく再ひ軍起り兵共連り
七年やうて又長二年の八月大同秀吉薨し
日本乃共くく軍と薨す九月の
也同五年に九月

園ノ東ノ戦終りて後六十六別とくく諸

東照文小海一服一ぬ六年安南東垣寨呂宋ホ

の國々始て入貢すは年宗對馬与義智其家入

柳川老前与調信小江下とく日本調信和議の

事と講せらるこれとくき對列の使胡能小江し

て海より紙地すは年義智調信小江とくき

後さ一つりいせし和の使始て海東葉府の復書

とゆて是をわりの年小江とくき對列の使胡能小

江の年小江とくき對列の使胡能小

江の年小江とくき對列の使胡能小

江の年小江とくき對列の使胡能小

江の年小江とくき對列の使胡能小

江の年小江とくき對列の使胡能小

江の年小江とくき對列の使胡能小

江の年小江とくき對列の使胡能小

江の年小江とくき對列の使胡能小

江の年小江とくき對列の使胡能小

江の年小江とくき對列の使胡能小

江の年小江とくき對列の使胡能小

江の年小江とくき對列の使胡能小

江の年小江とくき對列の使胡能小

江の年小江とくき對列の使胡能小

海國乃使全信孫文政不封列小東義智不
又海國乃虜と送り送す 此時小薩列の去れしこと
一七のとき送り送す小東義智の君臣我國に
國王の款威 九年の秋孫文政母を以て其國の婿
松雲とせし使して其小義智つるを以て使す
智同しく封列す東義智十年の春義智不松雲孫
文政と即て是を伏見の城小東義智の使とす
日本に其後本多妙海等信取先長光不
海國の事と作れ我國の虜に 約能れ

男女一千三百餘人其國小東義智 此時信智
約能れ 十一の年白城遷還小國王入聘す是歲
乃秋約能れ礼曹對馬と書と賜て其我國
此抄書と賜る由とす 是歲國書と賜
東照文政國書と書 是歲國書と賜
海國使の事の時小東國王 書礼曹
我國執政小賜 書礼曹
能の史書 我國の人
其國人の 書
十二の年 書
十二の年 書

使節して事なり同日月日付小至て

台徳院殿小共國主の書信と新り六月後府小至て

東照家小信地と新り小至て日本船能渡好可

成りぬ日本船能渡好の事ハ船能主毎りハつて此

十一年後府多由此ハ船能主毎りハつて此

河蘭派小乃國入貢了十二年琉球國主小至り

東洲了十六年附匪國入貢了十七年新伊勢

把你匪國入貢了十八年清又利匪國王入聘了

寛永九年伊勢把你匪國王入聘了是年海邦諸國

とて海邦諸國
了は文長は是れ也

外國使來書式の事

寛永六年よりいゝ海邦諸國らと事なり書信表

おとろくし御稱號の事皆日本國主陛下と云

稱す外洋の書ハ書字様字二通つと云々我國ハ

書ハ反日本國源御澤と云ふなり此ハ安南

國より事なり書ハ中ハ日本國大相國公と稱

日本國內大宰相執原王陛下と稱日本國本主一

源公陛下と云ふ也安南の書ハ此ハ此の事

日本國主陛下と云ふ也

東照宮を安南國小なるに 國書は中々日本國
大將軍源朝諱又日本國第一位源朝諱と云はれ
事あり 安南小つゝはるに國書は此の
皆く日本國源朝諱の式也

台徳院殿多初之品系國小なるに 國書は
日本國大納言源朝諱と云はれ之は品系朝諱
伊勢把持御小の國小なるに 亦は日本國征夷將
軍と云ふなり 此の品系朝諱は日本國
源朝諱の式なり 祝中
物解國主と云ふなり 亦は品系朝諱十二年
元年小 亦は品系朝諱日本國主殿下と云ふなり

品初品長十二年に於
東照宮を御國小なるに 亦の式は品系朝諱
十二年小

台徳院殿多首に 國書は日本國源朝諱と
云ふなり 此の國書は
信承元年 其後元和三年に信使
來りし時小 信承以前南禪宗師長也 品系朝諱也
全地院也
國書と單に入ると同く 柳川寺前も 調興
調興は故寺前も 調興の子也 國初は 法國大石
の家人れ子と云ふ 院人と稱して 實子と云ふ
事なく 調興の子 調興も 其の法 師也 亦は
實と云ふ 洛陽小なるに 亦は品系朝諱と云ふ

いさ一統小御せしと見えしはとて船能の君は
前年の國書小日本國主とありされし御事日本
十寸事其の小説して厚の國書と共式といふは
好すおありは信使おむと小儀しすといふ言ひ也
又前年概政より礼曹小書より書式と礼しおめて
か子いふ由れ事とす 礼曹の名と
志すし所也 長をいふ事と
以て概政の人とお儀して 厚の役とは伏人の職
ししておる家け職は
九月官の事ありて多と時女正純と并大御所利信
杉倉伊賀と勝安友對馬と主信林乃去小又

人會議 カキ 我國といふ高麗とて夷狄の國といふれ
ちさき也 我國といふ高麗とて夷狄の國といふれ
ちさき也 日本乃王高麗の王と書とおぬるは
事の前の年の國書と先長をいふ草也 亦も
右の例おありしは度おむと王の子と申し
らるべきのみおしとすすし此儀を謂ひし由
一同して甚はとてしは度おむと王の子と申し
議定すし中と作し藤を和泉守高虎并伊
掃納以重孝高并系龜忠政と始りて諸弟御
家人お皆く長をいふすおれしとて國書

式と成りしる事不及し其後乃書と成りしる事
 以時の事付長を
 寛永八年八月廿二日 對馬守
 義成 子智 柳川 孝前 調與 主長 申御事
 十二年不主て調與子對別心剛菴乃信之方流
 刑之受せしる事これ調與之方六韜小治して能事
 一國書乃式と成りしる事日本國主と成りしる事
 事の成りしる事此も也 名係漢古の法律と國書と
大不致の罷りて死と害なれば 事ハ八虐花の中
共刑を流し 事 共いこれ調與之方
又之ら對馬守 孝前 孝前 事 又子日本調解
和議の事 と成りしる事

成りしる事一して六年の同事 攝志乃小成りしる事
 ありしる事 東照文征夷大將軍の宣旨と成り
 乃作ありしる事 日本の大將軍 徳と成りしる事
 いしる事 日本の將軍と隣國の礼更なりしる事
 ありしる事 事 小や少なりしる事 ありしる事
 用りしる事 征夷使の宣旨と成りしる事 ありしる事
 以職と成りしる事 主長の事 こと成りしる事 ありしる事
 乃將軍と成りしる事 共軍の將 小成りしる事 ありしる事
 對馬守 孝前 柳川 孝前 事 こと成りしる事 ありしる事
 乃書 小成りしる事 將軍 平調信 こと成りしる事 ありしる事
 彼國の君長 成りしる事 ありしる事 ありしる事 ありしる事
 事 こと成りしる事 日本 約能 兩國 王 永く 隣好 こと
 結 事 こと成りしる事 ありしる事 ありしる事 ありしる事
 寛永十二年の國書 小成りしる事 日本 國主 成りしる事 ありしる事
 三 乃 信使 乃 時 小 調 與 共 由 事 成りしる事 ありしる事

中一これに去るす方ありて國書の式と改り
れりしは時小高里に事すて小難儀なるり
其調典とて記し方とて記し方とて記し方
日本國とて記し方とて記し方とて記し方
書くとして彼使小極高しこれに事所なく
國書とて記し方とて記し方とて記し方
我國の沙ありと思ひて記し方とて記し方
之罪とは宥められしとて記し方とて記し方
東照又安南國小つとて記し方とて記し方
將軍とて記し方とて記し方とて記し方
台徳院殿呂家所臣新伊初に記し方とて記し方
國去り日本國征夷將軍とて記し方とて記し方
一初能とて記し方とて記し方とて記し方
とて記し方とて記し方とて記し方とて記し方
とて記し方とて記し方とて記し方とて記し方
とて記し方とて記し方とて記し方とて記し方
義成作とて記し方とて記し方とて記し方
の書式は今以後

日本國大君とて記し方とて記し方とて記し方
同十三季の結御國とて記し方とて記し方
とて記し方とて記し方とて記し方とて記し方
の書式とて記し方とて記し方とて記し方
とて記し方とて記し方とて記し方とて記し方
所氣又大とて記し方とて記し方とて記し方
時記し方とて記し方とて記し方とて記し方
國王大君とて記し方とて記し方とて記し方
例とて記し方とて記し方とて記し方とて記し方

掃部頭中寸おのりくわい一箇家一すまふと
して天和二年の聘問書と倭國の書式寛永
十二年の或とお回
此本のり梅本多の於萬葉記にて
まのり一和封列と云ふ一母の
也

大君の所稱とことりし事

大君とす事ハ周易シラハエキハ周易ハ名くると主始とす此先儒
大君及天子也と注しして日本國大君と稱し又ハ
本朝天子の心事とす一又漢文ハ皇の字と釋
して皇ハ君也大也之皇ハ大君也と云ふ

我國の大君と稱しして沙りハ日本天皇とすお向
けハ本朝神皇の天統テンハ地ノ遺始ツキと云ふ
所ハ日本ハ天子日本ハ天皇とすハのこりし事
ハ又古物交長十二年此國書ハ日本國主の
字名くさふとして物能ハ君臣アヒハ和二年此
信使ハ寸多と云ふ也或ハ寛永十二年ハ天子
ハ高野と云ふ稱しして寸多と云ふ事ハ
ハハ皇ハ倭國の君臣とすお向ハ屋ヤと云ふ事ハ

親是ハ実の天子の封爵と色とす^キ一今^ナ一也^ナして
 実の藩王の偽^キ宿と^ヒけ稱し^ル一又^ハたわて^テハ日本^ニは
 実の陪臣の國^ニこれと^ヒ色と^ナす^ル一義^ハ滿^ト大^ト的^ナの^ナ冊^ト封
^ノ前^ニより^シは^キ藩^王と^ヒ及^テ朝鮮^ノ琉^球の^一一^ノ官^の天子^ノ
 の封爵と^ヒけ^ル一陪^臣と^ヒけ^ル一國王^とす^レ也^ナ偽^の宿^と
 實の天子の官制^ハ及^テあ^リず^レ藩國^ノと^ヒ色^とナ^ス
 實と^ヒす^レ一^ノ知^能の^大君^と琉^球の^一天子^ノ親^の
 封^トす^レ一^ノ陪^臣と^ヒけ^ル一稱^す一^ノ陪^臣の^一陪^臣
 一及^テ三^ノ韓^ノの^一國^ノ本^の朝^の西^ノ藩^と其^ノ國^ノの^一君^皆
 此^ノ朝^の臣^と也^ナ其^ノ國^ノ小^と王^とも^も今^ノの^一朝^の臣^と也^ナ
 彼^ノ三^ノ韓^ノの^一地^と併^せて^ハ一^ノ其^ノ國^ノは^一王^とれ^ル朝^の臣^と也^ナ

偽^の宿^と一^ノ我國^ノの^一君^不加^テ稱^ス一^ノ色^とナ^ス
^カ易^トと^ヒ色^とナ^ス一^ノ封^爵則^チ我國^ノの^一君^不加^テ稱^ス
 乃^チ為^シ號^トと^ヒ僭^ス竊^ス一^ノ色^とナ^ス
 唐^ノ孫^の偽^の號^とと^ヒ假^テ授^ケて^ハ一^ノ疑^ハわ^レ遊^トヒ^是と^ヒ色^と
 亦^チ及^テ其^ノ御^事の^一謂^と知^ル一^ノ事^ト也^ナ
 中^ノ事^ハ小^ト也^ナ其^ノあ^リや^ハ一^ノ事^ト也^ナ
 海^ノ事^ハ小^ト也^ナ其^ノあ^リや^ハ一^ノ事^ト也^ナ
 前^代の^一沙^州の^一能^の聘^問と^ヒ色^とナ^ス
 後^代の^一沙^州の^一能^の聘^問と^ヒ色^とナ^ス
 陛下^ノ事^ト也^ナ

後辨の御事

正徳元年の秋朝鮮の信使来りて朝鮮の國書に日本
國王勅りありありあり長十一年より寛永元年に
至りて其れは式の如くありて此れ我國を其書に
昔より其式と識せり其書に初元和之年朝鮮に
昔より其國書の式に王の字と加りて其書に
識せり其書に時小我國を其書に高麗と云其書に
此れより其書に日本の王を高麗の王と書とおもひ
たりし其書に中國を其書に其書に其書に其書に

識定の事本朝の古よりして之韓といひて西藩の國
ありし事勿論也然るに其書に其書に其書に其書に
朝鮮百濟高麗渤海の國を其書に其書に其書に其書に
國史に其書に其書に其書に其書に其書に其書に其書に
李氏國王の姓也之韓の地と併て國號と加
鮮の政の事いふこと其書に其書に其書に其書に其書に
代りて其書に其書に其書に其書に其書に其書に其書に
例ありし事其書に其書に其書に其書に其書に其書に其書に
りやれり也其書に其書に其書に其書に其書に其書に其書に
其書に其書に其書に其書に其書に其書に其書に其書に

國王海外の蠻夷に書とおぼせしむるべし
遊國とて日本國をまねり由^ユ書紙^{カミ}
けられと書られし日本國之蠻夷に國書と
おぼせしむるべし日本國より日本
國をまねり由^ユ書紙と書られし其書
書られし之をいふては兩國の事なり
すし其書は是の國書に王の字紙
除きし事古の例にまねりし京師の書
代の船紙といふは書式とて古の例にまねり

すし日本國よりまねり書る日本國をいふ
日本國陛下との書にまねりしは次より
日本船紙和紙の付あ國の王法と書れしは
船紙と書れしは其書つる不議定しるの
遊國の君臣我國の書に日本國をいふ
りとおぼしめすは京師の方の代の事
船紙といふは日本國をいふは日本國を
いふは日本國をいふは日本國をいふ
船紙といふは日本國をいふは日本國を
いふは日本國をいふは日本國をいふ

通令系約儀の事と日本國を稱しし事約能
の書みみしとのふわに實約の書おんを
すれす皇とつひ平とつひ大の字義同一の
況又皇不係ふ天とつひて天皇と稱し王不係ふ
國とつひて國を稱しすの各分おりの事天
の位と為座しる事おんを然別しし國を
稱せしるきより天皇の位のおおそなるの類なり
おしりきき皇の位のおおそなるの類なり
又本物の字訓と皇の字とスベラキとつひて皇の
字とはコキミとつひてスベラキとは大統の謂なり

コキミとは小君の謂とみえり共大小のわかれ也
天とつひて皇の稱也國とつひて地と係りしれ別
々の名分 或は又本物のおおそなる封主の事
して自ら推して王と稱せしるきより不統とす
有るはして三拂の國におおそなる所小國は
君長といふを皇と王とて稱し
地とつひて皇の稱也す本物の封爵とつひて皇
其國小王と稱せしるきより又本物の古とつひ
親王宣下の所いし封主の典礼の事成す
法海公弟深公と贈りし事成す
事はの事と封主の事いす

日本國五代のる小真小其封主の事なり一は
唐尧舜の公方一人の沙事也其後反管其丹封
乃事のりとも國を反稱せしむるのり
凡外國の君長皆主として稱せしむる史漢に
其書と録す也寸丹封のりとは主君を稱す
事のりなり史漢の書小西南諸國又ハ南越也
朝鮮之也類之國の君長と
稱す也其君長と封して主を稱すは
其國のりとも國を反稱せしむるのり
或は又主君を稱すは封主
の典れなりとも主を稱すは親之宣方の例なり付は

自ら主として稱せしむるは親主の御事なり親主は親の事なり
寸丹封のりとも國を反稱せしむるのり
蓋その事或は漢古分の西制也本朝は
割天竺の兄弟皇子皆親主なり其後
漢主寸親主とも世に反主名と稱すなり
本朝のりとも國を反稱せしむるのり
寸丹封のりとも國を反稱せしむるのり
寸丹封のりとも國を反稱せしむるのり
寸丹封のりとも國を反稱せしむるのり
寸丹封のりとも國を反稱せしむるのり

素乃^{ヒコ}僭^{シテ}上^ニす事^ハハ^シヤ^ハ是^レハ^シ人^ノ作^ル
ハ^シ天^皇國^主之^下ノ^名分^ハハ^シ勿^レ論^也
併^シ印^國ハ^亦ハ^本國^主天^皇國^主之^下ニ^在ル^ニハ^シ日本^と係^テ
稱^スル^ハ自^ラ日本^國主^ニ稱^スル^ハハ^シ君^臣之^義
國^號と^同ク^セル^事ハ^シ實^ニ加^ル
法^侯主^ノ割^ハハ^シテ^ハハ^シ日本^と係^テ
天^皇と^稱ス^ルハ^亦ハ^本國^主と^別ニ^稱ス^ル
ハ^シ自^ラ日本^國主^ニ稱^スル^ハハ^シ實^ニ加^ル
其^レ議^ハハ^シ唐^ノ天子^ト後^ク秀^吉と^云
日本國^主封^セル^ハハ^シ共^ニ封^號と^議ス^ルハ^シ日本

日本國^主封^セル^ハハ^シ共^ニ封^號と^議ス^ルハ^シ日本
ハ^シ山城^ノ君^ノ正^ノ也^ハハ^シ天子^ノ唐^ノ心^ハハ^シ
其^レ國^主約^シテ^ハハ^シ日本國^主封^セ
ハ^シ山城^ノ君^トハ^シ約^シテ^ハハ^シ日本國^主封^セ
別^ニ稱^スル^ハハ^シ順^化王^トハ^シ號^ハハ^シ擬^ス
ハ^シ天子^ノ議^トハ^シハ^シ始^メテ^ハハ^シ
日本國^主ハ^亦ハ^本國^主長^シ十二年^ノ國^書ハ^シ
王^ノ字^ト除^ケレ^ルハ^シ共^ニ國^ハハ^シ一^統ハ^シ
ハ^シハ^シ今^ハハ^シ唐

御寶の事

正徳元年御寶の聘同ありきつ記

祖宗の御付用ひし御寶の事と為同なりあり

東照家の御事ハ御國ハ御書と為つた事あり

御宝の事と為つた事あり御付の御宝

の事と為御用意ありき文ハ源忠恕

台徳院殿ハ源秀忠

大猷院殿ハ源忠徳

岩倉院殿ハ源忠直

常憲院殿ハ源忠敬イハレト字解ハ右文と用ひし

其大さ高さ三寸潤さ二寸九分皆右ハ源の字なり

其小さ高さ二寸潤さ二寸九分皆右ハ源の字なり

台徳院殿ハ御諱の字と用ひしなりと云ふ其解ハ

御諱の字と用ひしれと其解ハ御諱ハ御名ハ

すて御國書ハ右の字と云ふ又御寶ハ文ハ

用ひしなり御寶國主御の圖書ハ右の字

ハ徳乃の字と用ひし其名の字と用ひしなり

我國の御寶ハ又別の字と用ひしなり

清國君臣の清く... 長二年の冬

東照文國書と... 事文の胡

能の書... 胡

東照文の事... 事

所... 一

東照文の所... 船

所... 船

所書と... 船

所... 船

所... 船

所... 船

東照文... 船

乃... 船

其... 船

六... 船

分... 船

志... 船

海... 船

東照宮の御寶共文ハ源忠朝の二字ハ一ニ寸
洞ニ寸九分の由ト云テ圖一ニ家ヲ示ルル也是
之ハ

台徳院殿の御寶ハ案傳長也乃一ニ寸一ニ寸
金地院ハ院ハ乃一ニ寸一ニ寸ハ信祿高付圖書の事ト云ハル
人ナリ也乃一ニ寸一ニ寸ハ乃一ニ寸一ニ寸ハ乃一ニ寸一ニ寸ハ
上小原の字の偏ハ信ト云ハルト云ハル一ニ寸一ニ寸ハ
右小秀の字ハ忠の字ト云ハル一ニ寸一ニ寸ハ
乃一ニ寸一ニ寸ハ乃一ニ寸一ニ寸ハ乃一ニ寸一ニ寸ハ

其ハ是乃一ニ寸一ニ寸ハ乃一ニ寸一ニ寸ハ乃一ニ寸一ニ寸ハ
由モハ乃一ニ寸一ニ寸ハ乃一ニ寸一ニ寸ハ乃一ニ寸一ニ寸ハ
書ハ乃一ニ寸一ニ寸ハ乃一ニ寸一ニ寸ハ乃一ニ寸一ニ寸ハ
乃一ニ寸一ニ寸ハ乃一ニ寸一ニ寸ハ乃一ニ寸一ニ寸ハ
其字解亦同一ニ寸一ニ寸ハ乃一ニ寸一ニ寸ハ

台徳院殿御寶乃亦其解ハ乃一ニ寸一ニ寸ハ乃一ニ寸一ニ寸ハ
乃一ニ寸一ニ寸ハ乃一ニ寸一ニ寸ハ乃一ニ寸一ニ寸ハ乃一ニ寸一ニ寸ハ
乃一ニ寸一ニ寸ハ乃一ニ寸一ニ寸ハ乃一ニ寸一ニ寸ハ乃一ニ寸一ニ寸ハ
乃一ニ寸一ニ寸ハ乃一ニ寸一ニ寸ハ乃一ニ寸一ニ寸ハ乃一ニ寸一ニ寸ハ
乃一ニ寸一ニ寸ハ乃一ニ寸一ニ寸ハ乃一ニ寸一ニ寸ハ乃一ニ寸一ニ寸ハ
乃一ニ寸一ニ寸ハ乃一ニ寸一ニ寸ハ乃一ニ寸一ニ寸ハ乃一ニ寸一ニ寸ハ

まん事細くかたけ 祇系乃神河は京約乃
時の例も准ちれはく詞論乃事ハ兵文字の縁
小信付りれはもそ度茲後敏去のふまれ一書ハ
源道義と書れ勝定流敏の能ふ贈られ一書ハ
源道詮と書れ慈照流敏大のふまれ一書ハ
源乃度と書れ一例もてはふ乃字と撰ひ書り
是くは京約乃事乃付く大のふまれ一書ハ日本
國主の字と用ひられき文の二季慈照流敏の能
贈られ一書ハ舊下失之庫出る再新刻莫一紙
今後ハ正の信と名し一は高村細能のふまれ
亦た代ふお付て用ひられおれ地り也今も京約乃
物ふそふ系體信達順大樹在源小の四字と用ひ
れは其割も大き一して言傳のふまれ一は
同一の信の體信達順の章高村細能の
はくは名しるも天子之畫國主之寶其割度あり
事ハ論ふ及れ 士大夫の官印 況や我國の
信實 祇系乃の事乃の一毎度おこれ紙
邊道 アランメツク 反色くハ京約代の例も同一の紙

執政の書は事と正徳三年の滋賀の事とあり
後二条の例として一遊國の滋政府我國
の執政書と作しせし事とありて一
礼書の手紙に及ぶ事とありて一
併し聘事と記して遊信使とありて一
本多清直少將忠晴對馬守の聘り一書
ありし事とありて一掌室使印の字とありて一
ら家忠晴聘事とありて一取也との事とありて一
相模守政忠朝臣の義方とありて一書一は
おぼろしき御後とありて一押字とありて一
章の用ひられし事とありて一
と滋定の事とありて一

申四月十日 津城合約系写し
本紙三冊同 河内守の御書

5

[Faint, illegible handwritten text]

2

[Faint, illegible handwritten text]

